

たばこによる健康被害防止対策の推進について（案）

平成 30 年 3 月

1 受動喫煙防止対策について

全国的にみて喫煙率の高い本県においては、県民の健康を第一に考え、受動喫煙は、健康に重大な影響を及ぼすものであるという共通認識のもと、次の点に留意しながら取組を進める必要がある。

○現行の「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づく対策を推進するとともに、多数の者が利用する公共の場における受動喫煙防止対策の強化を図るため、国の健康増進法の動きを踏まえながら、各主体の責務、役割や環境整備等に関して、県民全体で取り組むべき枠組みや目標を明確にする必要がある。

○特に「秋田県健康づくりに関する調査」において、受動喫煙を受ける機会が多いとされる飲食店や事業所については、利用者と従業員双方の健康の保持増進のため、受動喫煙を防止するための措置を講ずる必要がある。

○また、受動喫煙による健康影響を受けやすい子ども、妊産婦については、家庭や車内なども含め、自らの意思で避けることのできない受動喫煙に曝すことのない環境づくりを徹底するなど、特段の配慮が必要である。

2 禁煙支援、若年者の喫煙の未然防止について

○たばこはやめることができるという視点をもち、たばこをやめたい人がやめることが出来るよう、禁煙治療をするためのサポート等、禁煙支援の取り組みを推進する必要がある。

○若い世代の喫煙率が高いことから、喫煙を未然防止するため、喫煙に関する学校教育の徹底や企業、大学等と連携した取組を進めるとともに、若年者に対し、周囲の者は安易に喫煙を促す（勧める）ことをしないための環境づくりを進める必要がある。